

北上地区消防組合消防本部訓令第4号

消防機関

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月27日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱（平成28年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、北上地区消防組合消防職員（以下「職員」という。）が消防業務に必要な大型自動車免許を取得するために要する経費を助成することにより、職員の免許取得の促進を図り、消防業務の円滑な遂行を推進することを目的とする。</p> <p>（交付対象及び助成額）</p> <p>第2条 助成金の<u>交付対象となる資格取得等の種類及び助成</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、北上地区消防組合消防職員（以下「職員」という。）が消防業務に必要な大型自動車免許（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する大型自動車免許をいう。以下同じ。</u>）を取得するために要する経費を助成することにより、職員の免許取得の促進を図り、消防業務の円滑な遂行を推進することを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 助成金の<u>交付対象者</u>（以下「助成対象者」という。）</p>

額は、次のとおりとする。

<u>資格取得等の種類</u>	<u>助成金額</u>
<u>大型自動車免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する大型自動車免許をいう。）の取得</u>	<u>自動車学校の入校経費として、10万円</u>

（申請及び決定）

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、大型自動車免許取得助成金交付申請書（様式第1号）に免許取得に係る経費を証明する書類を添え、消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、必要事項を審査して助成の適否を判断し、結果を大型自動車免許取得助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（請求及び交付）

第4条 助成の決定通知を受けた者は、当該免許取得が完了したときは速やかに大型自動車免許取得助成金請求書（様

）は、大型自動車免許を取得した職員とする。

（助成額）

第3条 助成金の額は、大型自動車免許の取得に直接要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

2 前項の免許取得に直接要した経費とは、次に掲げるものとする。

- (1) 入学金
- (2) 教科書代
- (3) 学科教習料
- (4) 技能教習料
- (5) 適性検査料
- (6) 模擬テスト代
- (7) 検定料
- (8) 公安委員会指定自動車教習所の修了証書代

（助成金の申請）

第4条 助成を受けようとする助成対象者は、大型自動車免許取得助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に

式第3号)により消防長に請求しなければならない。

(決定の取消し等)

第5条 消防長は、助成金の交付決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し又は既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 申請、請求に虚偽があったとき。
- (2) この要綱に基づき助成金の交付を受けてから5年以内に退職するとき。
- (3) 前2号のほか消防長が必要と認めるとき。

(補足)

第6条 この要綱に定めるほか必要な事項は、消防長が定める。

掲げる書類を添えて、大型自動車免許を取得した日の翌日から起算して15日以内(病気、災害等のやむを得ない事情として消防長が認めた場合は、この限りでない。)に消防長に申請しなければならない。

(1) 運転免許証の写し

(2) 領収書その他の支払いに関する証明書類

(決定通知)

第5条 前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、大型自動車免許取得助成交付金額決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。この場合において、申請額の全部又は一部を交付しないと決定したときは、その理由を記載するものとする。

2 消防長は、助成金の交付決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し又は既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 申請に虚偽があったとき。
- (2) 助成金の交付を受けてから5年以内に退職するとき。
- (3) 前2号のほか消防長が必要と認めるとき。

(補足)

第6条 この訓令に定めるほか必要な事項は、消防長が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

北上地区消防組合消防本部

消防長 様

申請者

所属

階級

氏名

㊞

大型自動車免許取得助成金交付申請書兼請求書

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱第4条の規定により、大型自動車運転免許を取得したので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 助成金申請額	円
2 大型自動車運転免許 取得年月日	
3 添付書類	自動車運転免許証（写）及び支払いに関する証明書類
4 振込先	給与口座に同じ

様式第2号を次のように改める。
様式第2号（第5条関係）

北消本第 号
年 月 日

（所属）
（階級） （氏名） 様

北上地区消防組合消防本部
消防長



大型自動車免許取得助成金交付金額決定通知書

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱第5条第1項の規定により、助成金額は 円と決定したので通知する。

様式第 3 号を削る。

附 則

この訓令は、平成29年 5 月 1 日から施行する。